

第 1 5 8 1 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和元年 8 月 23 日
自	13 時 30 分
至	15 時 30 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公 開—

(議決事項)

第12号 令和元年度教育委員会の点検・評価報告書(平成30年度対象)について
(総務課)

第13号 島根県指定文化財の指定について(文化財課)

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第23号 公立学校施設の耐震化等の状況について(教育施設課)

第24号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について(学校企画課)

第25号 令和2年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施について(学校企画課)

第26号 令和元年度全国学力・学習状況調査の結果概要について(教育指導課)

第27号 第43回全国高等学校総合文化祭の成績について(社会教育課)

—————以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に係る教育委員会の意見について(総務課)

第15号 令和2年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について(学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

—————原案のとおり承認

(協議事項)

第4号 令和2年度県立高等学校の入学定員について(学校企画課)

—————資料により協議

(報告事項)

第28号 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について(総務課)

—————以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第15号、承認第3号、協議第4号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題、協議第4号
江角地域教育推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題
山崎教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	5 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	出雲委員	

議決第12号 令和元年度教育委員会の点検・評価報告書（平成30年度対象）について（総務課）

○安食総務課長 資料の1ページ、御覧いただきたい。議決第12号、令和元年度教育委員会の点検・評価報告書（平成30年度対象）について、お諮りする。

資料は、1枚紙の報告と、それから別冊資料となっている。この件については、前回7月19日の教育委員会会議で御説明し、協議いただいたところである。本日は、各方面の皆様から頂いた御意見を踏まえて、事務局として加筆又は表現的な修正をした報告書（案）、先ほどの別冊資料、70ページ物であるが、御準備いただきたいと思う。

まず、資料の1ページの1については、前回御説明した。2及び3は、おおむね前回と同じであるが、3の目次のところで、4として、島根県総合教育審議会の主な意見を、前回の教育委員会会議では別紙としていたが、今回は報告書（案）の最後の69ページ、70ページということで追加をしている。これを御覧いただきたい。なお、報告書（案）の今回修正箇所については、特に御意見に基づいて内容をよく見直すというよりは、事務局で改めて数か所について分かりにくい表現を分かりやすい表現に訂正したり、前回の教育委員会会議の時点で数字が固まっていなかったものについて最新の数字にするなど、点検・評価に係る内容自体の見直しは行っていない。

資料の1ページの「4 今後のスケジュール」であるが、本日、本件について議決をいただいた場合は、教育委員会からの報告書として、9月5日開催の県議会9月定例会に提出することとしている。

○藤田委員 審議会からの提示、意見的なことも取り上げながらいい報告書がうまくまとめられていると思うので、今後、私たちもこういった状況、教育委員会の活動とかを、それこそ今まで以上に勉強しながら、島根の教育を考えながら、こういったことの点検・評価につながっていくような活動をしていけたらといいなと思う。いい報告書ができ上がっていると思うので、私たちの励みにしたい。

○真田委員 先ほど藤田委員さんからもお話があったが、何回か審議を重ねていい報告書ができたと思うが、これからは保護者との連携ということが非常に大切なことになっていくのではないかと。総合評価でもいろいろ保護者との連携とか出てくるので、それを踏まえた上で我々も考えていかなければいけないという感想を持った。

———原案のとおり議決

議決第13号 島根県指定文化財の指定について（文化財課）

○萩文化財課長 島根県指定文化財の指定について、資料2の1ページを御覧いただきたい。大田市が所有している鳥井南遺跡出土祭祀遺物を、島根県指定の有形文化財とすることについては、7月15日の教育委員会で島根県文化財保護審議会に対して諮問することについて議決をいただいたところである。7月29日に開催された島根県文化財保護審議会において諮問したところ、項目3記載のとおり、島根県有形文化財に指定する価値があるものと認める旨の答申をいただいたところである。

次のページ、2の2ページには、会長名での答申文書を添付している。

次、資料2の3ページを御覧いただきたい。改めて、対象の文化財について簡単に説明させていただくと、種別については有形文化財（考古資料）、それから名称・員数については鳥井南遺跡出土祭祀遺物、一括、これは点数が402点ほどになる。これらの祭祀遺物については、5の(1)(2)のとおり、5世紀前半ごろの祭祀遺跡から見つかった大量の土製模造品や玉類、土器などのものがある。

参考として、2の4ページ以降には、島根県文化財保護審議会の説明書を付けているが、こちらは省略させていただきたい。島根県文化財保護審議会では、考古の専門分野の委員さんを中心に、評価として、祭祀場所での祭祀行為を復元することができ、また祭祀の行われた時代も特定できることから、学術的に価値が高い。また、武器や機織りの器具を模倣した土製模造品は全国的にも数が少ないものであり、貴重であり、またよろいを模した土製模造品の模様などは、この製品の見本となったよろいの時期を特定できる重要なものである。あるいは、西日本地域で見つかった古墳時代の祭祀遺物として、質と量ともにすぐれたものである。それから、こういった祭祀遺物の状況から見て、日本のカミ祭りの源流を知る上でも貴重な資料であるというような評価をいただいたところである。

資料2の2ページに戻るが、鳥井南遺跡出土祭祀遺物を県指定有形文化財として指定することについて教育委員会での議決をお願いしたいと思うので、よろしく願います。

○浦野委員 たくさん出土してすごいなと思うばかりなのであるが、出土品の展示の予定などはあるか。

○萩文化財課長 大田市さんが貯蔵されているので、大田市さんの石見銀山世界遺産センター等で今企画をされるところであるが、まだはっきりといつごろからということは決まっていない。展示する方向で検討していただいている。

○浦野委員 ぜひ願います。

報告第23号 公立学校施設の耐震化等の状況について（教育施設課）

○米山教育施設課長 3の1ページを御覧いただきたい。文科省における全国調査が行われており、8月に公表された耐震化の状況とブロック塀等の安全対策について、調査結果の島根県分をまとめたものとなっている。

まず、学校施設の構造体の耐震化率であるが、表の中ほど、C、耐震化率を御覧いただきたい。(1)高等学校、(2)特別支援学校については、100%と耐震化は既に完了している。(3)公立小・中学校等の耐震化率については、96.7%と前年度から0.6ポイントアップしているが、まだ対策が必要な状況になっている。

次に、3の2ページに各市町村別の耐震化の状況を載せているが、県全体で耐震性のない棟数として30棟が残っている状況である。5市2町ということになっている。

次に、(4)公立幼稚園の耐震化率であるが、93.6%と、分母となる棟数が減少したこともあって、0.2ポイント減ということになっている。県全体では耐震性がない棟数が5棟残っている状況ということである。これらが残されている要因としては、学校の統廃合計画が絡んでいるもの、そして財政運営の観点から計画的に整理するとの理由と伺っている。なお、令和元年度においては、小・中学校については4棟が、幼稚園では1棟の完了が予定されていて、その後、年次的に整理がされる予定と聞いている。県としては、可能な限り早期に対策を進めるよう、今後とも助言などを行っていく。

続いて、3の3ページ、屋内運動場等のつり天井等の落下防止対策である。高等学校については、つり天井の落下防止対策は実施率100%と対策は完了している。照明・バスケットゴールを含めた全体では、前年比10.2ポイント増の62.5%となっている。(2)の特別支援学校においても、つり天井の対策は完了しているが、照明・バスケットゴールを含めた全体では、前年比15.4ポイント増の38.5%となっている。県立学校においては、照明器具を今残している状況であるので、令和2年度までを事業期間として対策を進めているといった状況である。

続いて、(3)公立小・中学校については、つり天井が97.1%、照明・バスケットゴールを含めた全体では66.7%となっており、まだ対策が必要な状況になっている。対策が完了していない理由としては、構造体と同様に学校の統廃合が絡んでいてなかなか進まないもの、それと、財政運営の観点からやはり計画的に進めていく必要があるなという理由によるも

のである。県としては、可能な限り早急に対策を進めるとともに、今後とも助言を行っていく。

なお、(4)の公立幼稚園については、つり天井等を有する施設はない。

3の4ページを御覧いただきたい。これが公立学校施設のブロック塀等の安全対策についてである。高等学校については、平成30年度中に問題があるブロック塀を撤去し、すべての対策は完了している状況になっている。公立小・中学校及び幼稚園については、安全性に問題のあるブロック塀を有する学校が4月1日時点であるが、①の合計を見ていただくと4校ある。幼稚園1園は、8月に対策が完了予定。小学校2校については、6月に対策が完了している。残る小学校1校についても10月に撤去を完了すると聞いている。また、4月1日時点で点検が未完了であった4校あるが、②の計のところである。こちらについても7月中に点検を完了し、安全性は確認済みと伺っている。

○出雲委員 今、県立の高等学校、特別支援学校が100%完了しているのに比べて、やはり公立の小・中学校の耐震化が非常に低い。文科省の報道発表資料なども見させていただいたが、やはり島根県が耐震化の少ない建物の残りの残数や耐震化率が下位というので出ているのも非常に残念だなと思う。さきほど言われた財政事情や統廃合の問題もあるということなのだが、やはり今回、熱中症対策で空調工事が早い段階で進められて、今年度末にはほぼ、全部終わるような計画で進められている。熱中症対策、その空調工事もそうなのだが、やはりいろいろな優先順位というか、子どもたちが1日の間で半分以上過ごす建物なので、非常に、優先順位、計画的なところというのは難しいかもしれないけれども、早急に対応してほしいという思いがあるので、引き続き県からもそれぞれをしっかりとっていただけたらと思っている。

○米山教育施設課長 出雲委員がおっしゃったように、あらゆる機会を通じて、早期に対応するように助言していきたい。

○真田委員 3の3ページ(2)特別支援学校の「つり天井・照明・バスケットゴールのすべての落下物の防止対策」のところ、全国は9割方終わっているが、県の場合は31年度で38.5%ということで極端に数字が、これ何か理由というか、財政的なこともあるのだと思うのであるが。何か極端に実施率が低いのであるが、理由があればお聞かせ願う。

○米山教育施設課長 特別支援学校等のバスケットゴール、今現在はつり天井とバスケットゴールについてもすべて終わっていて、残るは照明器具である。水銀灯、それをLED化ということで今取り組んでいて、昨年度から令和2年度、来年度に向けてすべて完了さ

せる予定になっていて、今年度も15校、普通高校、特別支援も含めて来年度の14校と完了を進めていきたいと思っている。

○真田委員 分かった。では、この数字が改善をされるということであるか。

○米山教育施設課長 そうである。

———原案のとおり了承

報告第24号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料4ページを御覧いただきたい。今年度実施の教員採用試験第1次試験を先月7月14日に行って、今月8月6日に選考結果を本人に通知するとともにホームページで公表したので、その状況を報告する。

表で御覧いただくように、一番下に出てくるが、採用予定者281名に対し、出願者は1,071名であった。そのうち1次試験免除者49名と欠席者66名がいたので、それらを除いた956名が第1次試験を受験した。校種別の選考結果はこの表のとおりである。例えば、一番上の小学校の一般枠では、合格者201名、倍率が1.3倍。2次試験には、1次試験の免除者の18名を加えた219名が受験予定である。以下、ほかの校種などを御覧いただくとそのとおりであって、校種等合計すると、合格者は全体で618名、倍率が1.5倍、1次試験の免除者49名を加えた667名が2次試験の受験者となっている。ちなみに、昨年度の倍率は1.7倍ということであったので、出願者の低下も相まって倍率も若干昨年と下がっているところである。2次試験であるが、明日から行うこととしている。明日、小論文、それから一部の実技試験、明後日以降、面接、模擬授業などの試験を行うということにしている。30日までの期間で行う。最終の合格発表は、9月25日を一応予定している。

○浦野委員 昨年度は岡山県などで豪雨災害があった。そういうのが重なって受験をしなかった方、欠席者数が多分増えていたと思うのであるが、今回66名の方が出願はされていたけれども受験されてない。こういった理由でというのが分かったら、差し支えない範囲で教えていただきたい。

○木原学校企画課長 欠席される方については、事前に連絡を頂くということにしている。昨年は84名が欠席されて、今年少し少ないのだが、大体例年、個人的な事情でというふうと言われるというケースがほとんどである。詳細な内容まで整理しているというわけではないが、特に特徴的なものは出ていない。

———原案のとおり了承

報告第25号 令和2年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料5の1ページ、令和2年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施要綱を決定したので、その内容について御報告する。

出願期間は例年の期間であるが、9月17日から10月2日までとしている。選考試験については、校長は論文試験、教頭は法規試験と論文試験を行って、両者とも面接試験を経て合否を判定する。試験の実施日であるが、論文、法規試験について、昨年から実施の日を平日に実施ということにしている、今年度は11月5日の火曜日に実施ということにしている。試験内容、受験資格は昨年度と変わっていない。校長職の受験資格については、現在の教頭または教頭級にある者で、59歳未満、教頭を2年以上の経験者としている。

2ページを御覧いただきたい。こちらが教頭職の内容になる。教頭職の受験資格についても昨年度と変更していないが、教頭及び養護教諭を対象として、資格要件としては47歳以上59歳未満、島根県における人事異動ルールを解消していること、または異動ルールを現在の勤務校で終了する者で、校長が推薦する者ということになっている。あわせて、主任経験があることなども付け加えている。

なお、5のところにあるが、考慮する事項として、選考に当たっては勤務評価を参考資料として活用するということにしている。

参考結果については、年明けの来年1月下旬に本人と所属長に通知するというようにしている。

最後の参考には、今年度末の県立学校の管理職の退職予定数を記載している。この人数を考慮しながら最終的に名簿登載者を決定したいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第26号 令和元年度全国学力・学習状況調査の結果概要について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 6ページの1から13までに掛かるところである。令和元年度全国学力・学習状況調査の結果概要について、御報告させていただく。

調査の概要について、6の1ページに記載させていただいている。目的、例年どおり義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点からの調査を行うということである。調

査の対象については、小学校の6年生及び特別支援学校の小学部6年生。それから、中学校については、3年生と同様に中等部3年生としている。調査の実施日は全国統一で、31年4月18日に行われた。この結果の公表が7月31日に文部科学省から行われたところである。

調査の内容について、前年度からの大きな変更点を御説明する。

4の(1)である。A問題と言われる知識をはかる問題と、B問題と言われる活用部分をはかる問題が、これまでは分けて行われていたが、今回から分けずに実施されたところである。それから、中学校で英語調査を初めて実施されたというのが大きな変更点であった。もう一つ、教科に関する調査と並んで(3)にあるように、質問紙調査も行われている。質問紙調査は、児童生徒に対する調査と学校にかけての調査と、2種類あった。

5番目である。学校数・児童生徒数について、小学校については、実施予定学校数すべて100%実施で、5,577人の児童が調査を受けた。中学校については、特別支援学校の中学部で1校ほど実施できなかつたところがあるが、欠席があつたからということである。99%、5,399人、合わせて約11,000人の生徒たちが島根県で受けた調査である。

2ページを御覧いただきたい。公表について、7月31日に記者発表して、8月1日等々で新聞報道にもかかつたところである。詳細のデータについては、教育指導課のホームページに公表資料を掲載している。

Ⅲ番目、教科に関する調査の結果について、結果の概要を2つだけ申し上げると、小学校国語、算数、中学校国語においては、全国平均並みと思われる結果であつた。2点目、中学校数学、英語においては、全国平均を若干下回つた結果となっている。文部科学省からデータの2ポイントのプラス・マイナスは誤差の範囲であるということを言われている。そういうことに基づいての判断である。

2番目、各教科の平均正答率を載せている。今の2ポイントの誤差の範囲というところを踏まえて見ていただければと思つている。そのグラフにしたのが、6の2の下段のところのグラフである。

参考までに、6の3ページに、各教科の正答率の全国との差について載せようとしているが、上の2段、2つほど見ていただければと思うが、AB問題が合体した形であつたので、単純な比較ができないということで、今年度調査結果については右端に載せているところである。英語に関する調査は今年度が初めてということで、過年度等の比較はできない。

6の4ページ以降を御説明する。ここから各教科の国語、算数等々、評価ごと、科目ごとに載せているが、つくりとしては、各教科について、まず傾向について上の四角で囲ませていただいている。その他の正答数の分布グラフ、2番目に分類・区分別の集計結果等々を載せている。それから、傾向を知るために正答率の上位2問で左側、それから正答率の下位2問も右側に載せて、少し傾向に近いところを見てとろうとしている。一番下に参考として、前年度のA問題、B問題等々の結果について載せている。単純に比較できないものであるので、2番と単純には比較できないということは御承知おきいただきたい。4ページが小学校の国語である。5ページが小学校の算数である。6ページが中学校の国語、7ページで中学校の数学、8ページで中学校の英語というような形にしている。事前にお届けしているの、見ていただいていることと思っている。

6の9ページをお願いします。児童生徒質問紙及び学校質問紙調査の結果について、概要を載せている。項目数が多いため、3分類とさせていただいた。1つ目が地域や家庭に関わること、2つ目が教科等の学習に関わること、3つ目が今後の取組に関わることというふうに、こちらで意図的に分類させていただいて、好結果に基づいているもの、あるいは若干課題が見られるものを、丸、三角という形であらわしている。それについての詳細なグラフを、10ページ、11ページ、12ページと載せさせていただいている。事前に委員の皆様におかれては、参考資料として、このすべての調査項目をデータ化したものをお届けしていたので、またそちらについて御関心を持って見ていただいていると思う。また、質問等あればお寄せいただければと思っている。

最後に、6の13ページをお願いします。今後の対応について、県教育委員会としては、新学習指導要領が令和2年度から小学校、3年度から中学校で実施されることに関わって、新学習指導要領の円滑な実施に向け、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を更に推進することにより、本丸である授業をしっかりとつくり上げることによって生徒たちの学ぶ意欲を引き出し、それから、学力に結びつけていくことを目指していきたいと考えている。

2つ丸をしている。授業改善の一つの形としていて、協調学習という発想を取り入れた授業改善を推進していくと考えている。小・中学校並びに高校と一体化して、連続、系統的に取り組んでいくことを心がけていきたいと考えている。

2つ目、教育の魅力化の推進をしていこうと思っている。これによって、学校だけでなく、地域とも一体となって子どもたちを支える体制を構築することこそ子どもたちの学力向上にも結びつくと考えているところである。

○林委員 まず、6の9の資料の中であるが、結果の概要として、(1)地域や家庭に関わることの三角で、平日に1時間以上勉強する中学生の割合、これ、毎年のものであるが、非常に全国と比べても少ない、割合的に低いということが必ず挙げられている。なかなか学校の中でも、授業の中で先生方も努力されていると思うが、当然限界がある中で、やはりその家庭学習というのは非常に大事なことになってくるのではないかと常々思っている。今後の対応の中にも家庭学習のことについて挙げられているが、地域もそうなのであるが、家庭との連携というのをやはりもう少し力を入れて、この家庭学習をいかにするべきなのかというところをもう少し力を入れるべきなのかなというような気がした。昨年、浜田管内の学力育成会議のときにも各市町の教育長さんも言われていたのであるが、勉強してほしい生徒ほど勉強時間が少ないということを校長先生から伺っているとお話があったので、やはりそうしたところで家庭学習を更に家から力を入れていただくようなこと、働きかけが必要ではないのかなという気がする。

○多々納教育指導課長 委員の言われるとおりで思っている。地域が本気度を上げていただくということも絶対に欠かせない要素だと思っている。また、家庭の御協力というのも欠かせない要素だと思っている。そういった意味でも、地域と学校とまた家庭とが三者一体となって子どもたちの豊かな育ち、学びを見守るような体制づくりをぜひ心がけていきたいと考えている。

○出雲委員 6の13「今後の対応」の「「協調学習」による授業改善の推進」で、今、「小・中・高等学校においてモデル校を指定し」ということなのだが、もう既にモデル校を指定して進めているのか。

○多々納教育指導課長 各5教育事務所管内があるので、それぞれの地域ごとに2校ずつ、小学校1校、中学校1校の形で、既に合計10校を指定している。ちなみに、高校も2校ほど指定していて、小・中・高と連続性を持ってということに取り組んでいる。

○浦野委員 今のことに関連してなのであるが、連続性と系統性を持った学習のあり方があるが、具体的に例を挙げていただけると分かりやすいかと思うが。

○多々納教育指導課長 いろいろな例があるが、私は国語の教育職であるので、国語でいうところであれば、まず言葉という単語のパーツと、それが文になっていく流れと、それ

が更に文章になっていくというようなところ、例えば漢字の能力を高めれば国語力が高まるかという話ではないので、漢字とか言葉というものをまずインプットする、習得する、そして、その言葉と言葉の関連性をつなぎ合わせることをまた習得する。そして、それらが一体となって文になり、文章になっていったときに分かるようになるというようにも含めて、小学校段階の低学年、中学年、高学年というところでは、それぞれの段階で必要なことを習得、定着させて、そして、それを踏まえてまた中学校段階につなげ、さらに、それをまた発展的に高校につなげていくというようなことを、背伸びもしないでしっかりとその子どもたちの発達状況に応じたところで定着を図って行って、そこを連続させていくというふうな考え方ではしている。ただ、連続性と系統性というのは、学びの中身だけではなく、その意識のレベルということもあるので、子どもたちが自分の中で分かることを第一優先にしていればレベルと、次に、共有することによってより深みを持っていくというレベルと、更に発表することによってまたより自分たちの知識レベルが分かっていくというレベルと、そういうことの連続性、系統性も含めて、いろいろな観点で連続性、系統性と捉えているところがある。

○浦野委員 わかった。

○林委員 授業改善のモデル校についてなのであるが、今、5管内で2校ずつ、今年増えたのか。前、8校ぐらいだったと思うが。

○多々納教育指導課長 今年度からこの10校を指定している。前年度に行っていた授業の継続をされたところもあれば、新規に取り組みされたところもあり、整理、統合していった形である。

○林委員 その中で、継続したところで、この取組のモデル校になって、すぐ成績に反映されるわけではないのだが、その児童生徒の授業への取組とか、学習の意欲、態度とか、何か変化があったとか、そういう報告というのは何かあったのか。

○多々納教育指導課長 すべての結果をこちらに用意できていないので、今、私の中で思いついたものを申し上げますと、先立って小学校の校長会というところで交流させていただいた際、古江小学校という松江の小学校で今年も継続された所の校長先生から、この授業をすることによって学校が非常に活性化している、生徒たちも教員もやる気になっていると言っていたことは、非常に心強かった。数値としてなかなかすぐに現れてくるものではないとは思う。この授業をすることによってお互いの意欲が高まっていくというのは非常にいい効果だなと思っている。

○林委員 ぜひともそういうノウハウというか作法を、ほかの学校とも共有していただければと思う。よろしく願います。

○浦野委員 今、小・中・高においてモデル校があって、その小・中のつながりの部分で、また連携、中高連携、その部分は今どれぐらい、どういうふうな進め方をされているのだろうか。

○多々納教育指導課長 やってはいけないことが反対になることがある。モデル校が自分の中で抱えてしまうことは全くモデルの意味をなさないので、中身を充実させてもらいたいタイミングで中学校との連携あるいは地域の学校への披露の機会、研修の機会等を設けて、波及、普及、それから、連携を深めるということはやっていただいている。

○浦野委員 例えば、小・中で、同じ地域の学校でモデル校が指定されているのだろうか。

○多々納教育指導課長 はい。

○浦野委員 そしたら、やりやすい形である。わかった。

○真田委員 すごく詳細に分析をされて非常に分かりやすくまとめられているとは思っているが、では、これを使ってどういう具合に指導されていくのかということである。市町村も含めてであるけれども、小・中学、義務、高校に、少しずつ改善はしているとは思っているが、全国に比べて2ポイント以上低いというのが結構あると、特に数学、算数、国語はいいとしても、英語とあるのであるが、具体的にどういうぐあいに指導していかれる予定なのか、もしあればお聞かせ願いたいと思う。

○多々納教育指導課長 今年度、とりわけ何をすることではないが、例年行っていることは、この結果について自校のみならず地域内の学校、市教委、市町村教委レベルでしっかり協議をしていただいて、何が欠け、何が強みなのかというところの分析は、各校あるいは市町村教委レベルで行っていただいている。また、小学校、中学校の校長会でもこのことは常に話題に出させていただいて、こちらの結果についてしっかりと捉えていただくということをお願いするとともに、県の学力調査を12月に実施するので、その12月のこの県の学力調査は、島根県の小・中学生の強み、弱みを意識した、少し色をつけたというか、意図を持った形の学力調査をするということをお伝えさせていただいて、そこも一つの目当てにしながら、各学校での授業改善等に取り組んでいただいているところである。なかなかすぐに結果は出ないかもしれないけれども、地道な活動をしていくことが大切だなと思っているところである。

○藤田委員 今、説明を受けて、本当に地道な努力をされて、先生方が主になって頑張っていてやっておられるということがよく分かるが、先ほど総合評価でもあった保護者との連携という話が何度も出ていて、今も家庭学習の話があったが、いわゆるこういう結果をまず一番知ってほしいのは、お母さん、保護者の方々である。一生懸命先生方努力されて、こうやって改善、改良でやっておられるが、この努力のことをまずやはり家庭の保護者の方々にも知っていただく、成績等々、こういったものの説明というか、そういったことはPTAとかを通じてされる手段というのがあるのか。やはりそれを知っていただいて、家庭学習に対する保護者の方々の考えを向けていくということが必要だと思うのであるけれども、そういった機会というのは持たれているのであろうか。

○多々納教育指導課長 全県、津々浦々調べたことではない。私の知り得る範囲の回答とさせていただくが、私が前任でいた隠岐の地域では、小・中学校の先生方が非常に丁寧に学校だよりという形で通信を配信されている。学力状況調査についても結果を赤裸々に載せられているところもしっかり見ている。それから、PTAの協議の中でも恐らく使われているのだろうと推察しながら、非常に頼もしく思ったことがある。恐らくいろいろな地域で同じようなことが行われているのではないかと期待しているところである。

○藤田委員 分かった。

○真田委員 今、課長さんからお話があったが、そういう情報をどう共有しているかというのが問題だと思うのである。市町村それぞれではなく、共有してやっていかないとなかなか成果が出てこないのではないかなど。家庭学習状況調査で家庭学習の時間についてもあまり改善が見られてないという点も含めて、特に算数、数学については、少しずつ、やはりどうしても全国よりも低いというのが例年続いているということで、それに対する御指導、先生方に対する指導は、当然教育指導課でおやりになっていると思うのであるが、それらで成果の上がったところの情報をやはり共有するということが大事なのではないかなということを感じるので、情報を吸い上げていただいて、それをそれぞれのところへきちっと伝えるということをぜひ県教委としてやっていただきたいと思う。少しでも改善されるように、よろしく願いたい。

○多々納教育指導課長 真田委員、感謝する。教育情報誌というのを県教育委員会としても各学校に出させていただいている。教職員が目に触れる機会もあるので、そういうところでもこの学力・学習状況調査についても触れている。また、教育指導課のホームページ等にもそういう掲載はさせていただくことによって一定の情報発信ができるだろうと思

いつつ、やはり重点的に、この場でこれだけは見ていただきたいというような発信も必要だと思っている。非常に参考にさせていただければと思っている。

もう一つ、第2回学力育成会議というものを今後開いていく予定にしている。その場で、市町村教育長と協議をする予定にしている。これを話題にしながら共有していく予定にもしている。

○新田教育長 実は昨日、監査の関係の意見交換というか事情聴取というのがあって、その中で監査委員の方からも、こういった学力向上に向けた取組が教育委員会とか学校の教員の中では共有されているが、それはどういう取組なのかというのがなかなか外から見えにくいのではないかと御指摘があった。今日のこの委員会でのお話もつながるところがあるように思う。学力育成の地域ごとでの意見交換とか、どういう指導方法をやっているかというのは、共有は関係者の中ではやっているが、藤田委員おっしゃったように、家族の方や、場合にはよっては地域の方がそれにどれだけ関心を持って、取組はどのような方向であるかということを知っていただくということがやはり非常に重要だというふうに思う。その辺は本当に私どもとしてもしっかり改善したいと思うし、また状況を、機会を見つけて報告させていただきたいと思う。

○真田委員 お願いします。

———原案のとおり了承

報告第27号 第43回全国高等学校総合文化祭の成績について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 7月27日から8月1日にかけて、佐賀県内を会場に全国から約2万人の高校生が参加し開催された。島根県からは17部門に22校、184名の高校生が参加した。

本県の全体の参加状況とその成績については、資料7の2ページに記載している。この中で、優秀な成績を収めた入賞の状況を7の1ページの3でまとめている。(1)の自然科学部門では、出雲高等学校2年の片岡証人さんがポスター発表部門での最高賞となる文部科学大臣賞を受賞された。片岡さんは、小学校のころからダンゴムシに関心を持たれて観察を続けておられた中で、ダンゴムシの飼育ケースにカビが生えないということに気づき、今回の研究発表では大学の先生からアドバイスを受けながら実験を重ねて、ダンゴムシのふんから分離した菌にカビの胞子の発芽や成長を抑える効果があるということを実証された。そのほか、放送部門では、出雲工業高校の放送部4名の生徒さんが制作されたビデオメッセージが優秀賞に、写真部門では出雲西高等学校の藤間未優さんが奨励賞に、演

劇部門では横田高校の演劇放送部の皆さんが優良賞を受賞された。これらは文化部の生徒さん、指導される先生方の日々の研さんと努力の賜物であり、粘り強く探求を続けられた結果がこうした受賞に結び付いていると考えている。

○藤田委員 本当に感想であるけれども、この文部科学大臣賞に輝いた方のポスター発表を実際に見たとき、「ええっ、これ高校生がつくったのだろうか」と思うくらいに素晴らしいものだったことを今でも鮮明に覚えている。

それから、体育部門だけでなく、文化部門でも、それぞれ幅広く活動されていることが本当に高校生らしさを感じるし、涙を流しながら見た演劇とか、本当に感銘を受けることがたくさんあった。これからもいろいろなことに精進されて、もっともっこの文化部門が広がっていくようになればいいなというふうに、それぞれ皆さんに拍手を送りたいような気持ちでいる。

———原案のとおり了承

— 非公開 —

議決第 14 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項に係る教育委員会の意見について（総務課）

○安食総務課長 まず 8 の 2 ページを御覧いただきたい。県議会に提案される予定の条例案について、議長から教育委員会の意見を求められている。資料 8 の 1 にお戻りいただきたい。

上程される条例案は、島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例である。この一部改正条例案は本年 2 月の定例会で議決され、4 月 1 日から施行されているスポーツ行政の一元化を行うため、学校体育を除くスポーツに関する事務を知事が管理し、履行することについて必要な事項を定めた条例であり、これを一部改正しようとするものである。2 の提案理由である。この一部改正条例案の提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法が本年 6 月 7 日に公布施行され、所要の改正が必要となるものである。法律の改正内容として、このページの参考部分に改正後の条例をゴシックで記載している。また 8 の 5 ページに新旧対照表を記載している。8 の 1 ページの下の方に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条では、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、この場合は第一号から第四号までに掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、執行することができることとされている。法律の改正前は、23 条第 1 項第 1 号がスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）となっていたが、改正後は、スポーツに関する条項が第 1 号から第 2 号にずれ、新たに第 1 号が、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設に関する教育機関のうち当該条例でさだめるものの設置、管理及び廃止に関することという条項が追加されている。続いて 3 番の条例の概要である。引用する条項の定義を添えて、意見を求められている一部改正条例案が、8 の 4 ページ、新旧対照表である。改正部分は下線部であるが、知事が管理し、及び執行する事務を特定する法律の条項である。法において、スポーツに関する事務を規定した条項がずれたことに伴い、改訂前は、同項第 1 号が改正後は同項第 2 号に改められた。

改めて 8 の 1 ページ、4 の施行期日である。公布の日から施行するとしている。今回お諮りするものは「5 議会に対する教育委員会としての意見（案）」である。「知事提出第 105 号議案「島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴

い所要の改正を行うものであり、適当と考える。」というものである。参考までに8の3ページを御覧いただくと、これが意見書に関する文書案ということで提案している。この案を教育委員会の意見とすることに御審議いただきたい。

———原案のとおり議決

議決第15号 令和2年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○木原学校企画課長 9の1ページを御覧いただきたい。令和2年度島根県教育職員採用候補者選抜試験の実施についてお諮りする。教諭等の再試験については、現在進行中であるが、これ以外の県立学校の教育職員について、本年度は3つの職種区分について採用を計画した。一つ目は実習助手である。実習助手については毎年採用の専門種別を変えながら採用試験を実施しており、今年度は農業について実施したい。昨年度は一般、工業、水産3つについて採用試験を実施している。障がいのある方を対象とした選考も併せて実施する。「3 出願資格」であるが、年齢の条件を今年度変更している。今年度の条件としては、昭和45年から平成14年までに生まれた者としており、年齢の上限を49歳とした。昨年度までは、上限を44歳としており、今年度から専門的な技術がある人材を幅広く募集するというを目的にし、対象の年齢を広げて設定している。採用予定人員はそれぞれ若干名である。出願期間については、9月19日から10月1日までとしており、教員採用試験の合格発表の9月25日の結果を受けて、こちらも出願が可能であるように時期を設定している。試験は10月19日に教育センターで行う。昨年度までは実技試験を翌日に行っていたが受験者の負担軽減への配慮や、実施スケジュールの工夫により1日ですべてを実施するように変更している。試験の内容は一般教養、専門教養、面接、実技である。実技はパソコンについても行う。選考結果は11月13日を予定している。

2ページ。続いて寄宿舎指導員である。寄宿舎指導員の採用については、平成23年度以降、隔年で採用試験を実施しており、昨年度は実施していないため今年度は実施したいと考えている。出願資格はこちらも同じく44歳から49歳に拡大している。採用予定人数は4名程度としている。出願期間、試験日、結果発表については、先ほどの実習助手と同じ予定にしている。ただ試験の内容として寄宿舎の指導員であるため、特別支援学校の児童生徒に対応するという観点から、障がいのある児童生徒に対応について評価する場面指導を含めて行う。

続いて3ページを御覧いただきたい。3つ目、盲学校理療科教諭と理療科実習助手についてである。理療科教諭については非常に専門性の高い職種であるし、人材も限られていることもあり、採用計画についても職員の退職の状況などを考慮して計画を進める必要がある。このようなことを踏まえ、今年度は教諭と実習助手の採用試験を実施したい。出願資格において理療科教諭の方は、一般の教諭・教員と同じく59歳の年齢制限、理療科実習助手については、49歳を年齢制限としている。(3) 三師免許状を所有する三種免許状であるが、はり・灸・あんまの三つの国家資格を指すものであり、理療科教員免許取得のためには必須の資格である。募集人員はいずれも若干名である。出願の際には、この両方の職に出願することが可能である。出願期間は10月17日から10月29日、試験日は12月4日としている。この日程は理療科教諭の要請施設で行う実習の時期を避ける形で設定したものである。試験内容は、小論文、専門教養、専門実技、面接としている。全盲の方や、弱視の方の受験が見込まれるため、点字での受験、補助機器の利用など、試験実施に当たっては受験者の障がいに応じた配慮を行う予定である。選考試験の通知は12月24日を予定している。

○藤田委員 出願の資格の年齢が49歳になったということは、応募する方々にとっても技術的に経験を積まれた方々が来てくださればいいと思う。募集の幅も広がりいい試みであると思う。

○真田委員 実習助手、障がいのある方を対象とした選考とあり、1級から6級までとあるがどの程度のものか。農業であり、現場に実習へ出られることになるが、そういった実習ができる程度の障がいのある方という認識でよいか。

○木原学校企画課長 出願される方に面接などいろいろの形でお聞きし、どの定度の職務が可能かということ聞きながら選考に当たっている。

○真田委員 別の話だが、人事異動ルールなどがあり、実習助手は受けにくいところがあるのではないかと。たくさん受けていただくためにも、また異動する場所も少なくなっているから、そういう点も考慮する必要があるのではないかと。頭の隅に入れておいてもらえればと思う。

———原案のとおり議決

報告第28号 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について（総務課）

○安食総務課長 資料12の1。これは県議会の9月定例会に提案する必要がある条例案について提案権が知事にあるので、知事に対する意見申し出に関して教育長が7月24日付けで行ったので報告する。

「1 改正の理由」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され、成年被後見人及び被保佐人の権利に係る制限が一括して見直されることとなったため、所要の改正を行う必要があるというものである。

12の2ページを御覧いただきたい。交付された法律の改正内容について御説明する。成年被後見人及び被保佐人であることを理由に、不当に差別されることがないように、改正内容と書いてある所に記載されているが、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度、法律について適正化を図るための措置を講ずることとされた。このうち(1)の公務員等の項目を御覧いただくと、原則として現行の欠格条項を単純削除となっているが、関係する地方公務員法第16条第1号、成年被後見人等に該当する者が職員となり、又は競争試験・選考を受けることができないと、地方公務員法に欠格条項が設けられていたが、現行制度においては、資料に書いてあるように、採用時の試験や面接などで、適格性を判断することに加え、その後の病気休職や、分限などの規定が既に整備されているとして、成年被後見人等はこのたび欠格条項としては削除されたというものである。

12の1ページ、2 改正の内容である。県立学校の教職員の給与に関する条例の改正内容について説明する。内容は、法律から引用する条項の整備と字句の整備である。まず、法律から引用する条項の整備のところを御覧いただくと、給与に関する条例の中で、期末手当の支給については、基準日を設けており、6月期は6月1日、12月期は12月1日であるが、この基準日の前1箇月以内あるいは基準日から実際の手当の支給日、6月期は6月30日、12月期は12月10日の支給日の前日までに失職したものに対しては期末手当を支給しないということになっていたが、先ほど説明した地方公務員法第16条第1号、成年被後見人等に該当し失職した場合は、適応除外と。すなわち失職であっても、期末手当を支給することとなっている。このたび法律の改正により、地方公務員法のそうした条項が削除されたことの伴い、条例で同号引用している部分を削除するものである。

なお、勤勉手当も扱いは同じであるが、期末手当の規定を準用していることから、改正部分はない。

12の3ページ、新旧対照表である。期末手当に関する規定が第24条と第24条の2であるが、この規定の一部で法改正の影響を受けるものがある。改正前を御覧いただくと第24条第1項で、期末手当は、6月1日及び12月1日を基準日としてそれぞれの基準日に在職する教職員に対して、6月期は6月30日、12月期は12月10日に支給することになっている。これが原則である。改正前の第24条第1項で6行目を見ていただくと、これらの基準日の前1箇月以内に退職したのものにも同様に支給することとしているが、この場合の退職という説明が、法による失職や、懲戒免職以外の離職ということになっている。したがって、失職や、懲戒免職の場合は支給しない。ただし、法第16条第1号に該当し、失職した場合を除く、これが成年被後見人ということである。すなわち成年被後見人に該当し、失職しても支給することとしているので、通常の退職者と同様に支給することになる。次に改正前の24条の2(2)、下線部があるが、今度は基準日から支給日の前日までの間に失職した教育職員に対しては、期末手当を支給しないとしているが、ここでも同様に、成年被後見人に該当して失職した場合は除く、すなわち支給するということを定めている。改正後であるが、このたびの法改正により、先ほど説明した欠格条項、第16条第1号が削除され、今後は成年被後見人に該当したことをもって失職することがなくなるということであり、この条例のなかで、法の規定を引用する部分について文言を削除する改正を行うものである。この条例の改正前後において、成年被後見人に該当した教職員に対して、期末手当を支給するということに変更はなく、なんら取扱いが変わるものではない。

もう一つ字句の整理というものがある。12の3ページから、12の4ページにかけて、24条の3中の「禁錮」という字句であるが、改正前は、「錮」の字にルビを振っているが、錮の字が常用漢字になったことにより、改正後はルビなしの漢字に改正するものである。

「3 施行期日」である。法律が6月14日に公布されたが、地方公共団体の条例の整備が必要になるものについては、公布の日から6か月を経過した日が改正法の施行期日としている。したがって、一部改正条例案はそれに合わせ、12月14日としている。

「4 その他」であるが、このたびの法改正において、教育委員会が所管するこの条例以外の改正を要する条例が複数あるため、関係する9つの条例を総務部総務課においてとりまとめ、一括して改正する条例案を9月議会に上程することになっている。条例名は資料の記載のとおりである。

———原案のとおり了承